≪市・県民税の申告の判定フローチャート≫

所得税の還付のための確定申告または損失申告をする

□はい → **市・県民税の申告が必要**

□いいえ

公的年金等の収入金額（複数の年金を受給している場合は、その合計額）が 400 万円以下ですか？

□いいえ → 税額計算の結果、納付すべき所得税がある

□はい

公的年金等を除いた所得金額は？

0 円	20 万円以下	20 万円超

- 20 万円超 → □はい → 税額計算の結果、納付すべき所得税がある
- 20 万円以下 → □はい → **市・県民税の申告が必要**
- 0 円 → □はい → 次の①、②のいずれかに該当しますか？

次の①、②のいずれかに該当しますか？

①昭和 36 年 1 月 1 日以前の生まれで、
- 扶養親族がなく、公的年金収入金額が 148 万円以下である
- 扶養親族があり、公的年金収入金額が 192.8 万円以下である

②昭和 36 年 1 月 2 日以後の生まれで、
- 扶養親族がなく、公的年金収入金額が 98 万円以下である
- 扶養親族があり、公的年金収入金額が 147 万円以下である

※扶養親族の数が、公的年金等の源泉徴収票に記載されている必要があります。

- □はい → **市・県民税の申告は不要**
- □いいえ → 医療費控除、生命保険料控除、扶養控除の追加などの各種控除を市県民税申告で行う
  - □いいえ → **市・県民税の申告は不要**
  - □はい → **市・県民税の申告が必要**

税額計算の結果、納付すべき所得税がある

- □いいえ → **市・県民税の申告が必要**
- □はい → **所得税の確定申告が必要**

所得税の確定申告をすれば、市県民税の申告は不要です。